

## 館山市低入札価格調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の入札の執行につき、地方自治法施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し、落札者を決定するまでの一連の事務手続き及びその他の事項について定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札により落札者の決定を行うもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合評価方式によるもの
- (2) その他必要があると認められるもの

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

なお、算定にあたっては、別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、対象工事の性質等により、必要があると認められるものについては、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

(失格基準価格)

第4条 低入札価格調査を実施せず失格となる基準価格は、調査基準価格を下回る価格で、かつ、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切捨て）及びその

合計額（入札に際して提出する工事費内訳書に「有価物のスクラップ評価額」が記載されている場合は、当該評価額を控除した額）から1万円未満を切り捨てた額（以下「失格基準価格」という。）とする。

なお、算定にあたっては、別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

2 入札書に記載した金額又は入札に際して提出した工事費内訳書の当該費用の額が、前項の規定により算出された失格基準価格を下回る価格での入札は失格とする。

3 対象工事の性質等により、失格基準価格を定めないことができる。

（予定価格書への調査基準価格及び失格基準価格の記載）

第5条 予定価格を記載した書面（予定価格書）に、調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 対象工事の入札を執行するときは、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定の有無
- (3) 失格基準価格が設定されている場合において、当該価格を下回る価格での入札は失格となること。
- (4) 低価格入札者（総合評価方式によらない入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいい、総合評価方式による入札においては調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、調査基準価格以上の価格をもって入札した者の中で評価値の最も高い者（以下「高評価値者」という。）に比して評価値が同等以上である者をいう。）は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施の上、後日それを決定すること及び入札者に対してその決定の通知をすること。
- (6) 失格基準価格を下回り失格となった者を除き、低価格入札者は、事後の事情聴取等の調査に協力すべきこと。なお、第1順位者でなくとも事情聴取等の調査を実施する場合があり、調査に協力しない者は入札を無効とすること。
- (7) 失格基準価格を下回り失格となった者を除き、低価格入札者は指定の期限までに低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、提出しない者のした入札は無効とすること。

(8) 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。

(9) 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とすること。

(10) 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者との契約に係る中間前払金は、請求できないこと。

(入札の執行)

第7条 入札の執行者は、入札の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る時は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数の者である場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定した後、落札者の決定を保留とするか否か判断するものとする。

2 入札の執行者は、総合評価方式によらない入札において、低価格入札者及び予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち第1順位者以外の者について、複数の者の入札価格が同価格である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する宣言をした直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。

3 入札の執行者は、総合評価方式による入札において、低価格入札者及び高評価値者のうち第1順位者以外の者について、複数の者の評価値が同等である場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した直後、入札を終了する前にくじを引かせ順位を確定させなければならない。この場合において、くじを引かせた結果、低価格入札者のうち高評価値者よりも低順位となった者については、以後、低価格入札者として扱わないものとする。

4 事後審査方式により入札を執行した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有しない者の入札は無効とし、当該入札者にかかる事情聴取等の調査を不要とすることができる。

(調査の実施)

第8条 前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、契約担当課長は、低価格入札者全てに期限を定めて、別記1に掲げる書類を提出するよう速やかに求めなければならない。なお、書類提出後の差し替え及び追加は、低入札価格調査の実施者から求めがあった場合を除き、認めないものとする。

2 低入札価格調査は、前項により提出された書類の精査、事情聴取等の方法により次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

- (2) 入札価格の内訳
- (3) 対象工事に関連、近接する手持ち工事の状況
- (4) 入札対象工事場所と入札者の事業所、倉庫等との関係
- (5) 手持ち資材及び手持ち機械数の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 建設副産物の搬出地等
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (10) 経営状況、信用状況（直近決算の財務諸表等）
- (11) その他必要な事項

3 前項の規定による調査のうち、第1号から第9号までに掲げる事項については事業担当課長及び設計担当課長が行い、第10号及び第11号に掲げる事項については契約担当課長が行うものとする。

4 事業担当課長及び設計担当課長は、前2項による調査を実施した後、低入札価格調査表を作成し、契約担当課長に報告しなければならない。

5 第1項に定める期限までに書類の提出を行わなかった者及び事情聴取等の調査に応じない者がした入札は無効とする。

(館山市指名業者選定等審査会への付議)

第9条 契約担当課長は、前条の調査結果を館山市指名業者選定等審査会（以下「審査会」という。）に提出し、その意見を求めなければならない。

(落札者の決定及び通知)

第10条 契約担当課長は審査会の意見を踏まえ、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに落札者を決定し、通知を行うものとする。

2 契約担当課長は審査会の意見を踏まえ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、次順位者（契約の内容に適合した履行がされると認めるものに限る。）を落札者として決定し、通知を行うものとする。併せて契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたものに対しては、落札者としないう旨の通知を行うものとする。

(適正な施工の確保)

第11条 低価格入札者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳の提出及びその内容聴取
- (2) 施工計画書の内容聴取

(3) 重点的な監督業務の実施

(4) 入念な検査の実施

(5) その他必要な措置

(電子入札の場合の通知等)

第12条 入札を電子入札により執行する場合において、この要綱における入札者に対する通知等は、電子入札システムにより行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

算定項目	費 目
(1) 直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費 等
(2) 共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費 等
(3) 現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、 機器間接費 等
(4) 一般管理費等の額	一般管理費 等

別記1（第8条第1項）

提出書類一覧

様式番号	名 称
第1号様式	低入札価格調査報告書
第2号様式	当該価格で入札した理由
第3号様式	入札価格の内訳
第4号様式	共通仮設費（率分）内訳書
第5号様式	現場管理費内訳書
第6号様式	一般管理費等内訳書
第7号様式	対象工事に関連、近接する手持ち工事の状況
第8号様式	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関係
第9号様式	手持ち資材及び手持ち機械数の状況
第10号様式	資材購入先及び購入先と入札者との関係
第11号様式	労務者の具体的供給見通し
第12号様式	建設副産物の搬出地等
第13号様式	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
第14号様式	誓約書
第15号様式	低入札価格調査報告書の提出に代わる届出
—	直近決算の財務諸表等

注意事項

- 1 低価格入札者は、定められた期限（当該工事の入札公告に記載）までに提出書類一覧に掲げる書類一式を提出しなければならない。
- 2 提出書類一覧に掲げる全ての様式を提出しなければならない（「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を除く。）。なお、記載する項目が無い場合でも「該当なし」と記載して、必ず全ての様式を提出すること。
- 3 書類提出後の差替え及び追加等は認めない。（調査担当者から指示があった場合は除く。）
- 4 各様式に記載した内容を立証するため、任意の書類を各様式の書類と併せて提出することができる。
- 5 調査担当者から提出書類一覧に掲げる書類以外の説明資料の提出を求められた場合は速やかに応じなければならない。
- 6 低入札価格調査報告書の提出に代わる届出（第15号様式）の提出を行う場合は、提出書類一覧に掲げる書類の提出は不要とする。

第1号様式

年 月 日

館山市長 様

住 所

商号又は名称

印

代表者職氏名

## 低入札価格調査報告書

年 月 日に開札が行われた下記工事について、当社（者）は低入札価格調査の調査基準価格以下で応札したため、低入札価格調査報告書を提出いたします。

なお、当該報告書及び併せて提出した書類に記載した内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

### 記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 入札金額（税抜）

担当者氏名：

電 話 番 号：

第2号様式

当該価格で入札した理由

工 事 名	
工 事 場 所	
入札金額（税抜）	
<b>【理 由】</b>	





## 第4号様式

## 共通仮設費（率分）内訳書（土木工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
営繕費	①現場事務所の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	②労働者宿舎の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	③倉庫、材料保管場の設置、補修、維持、撤去に要する費用			
	④上記①②③に係る土地、建物の借上げに要する費用			
	⑤労働者の輸送に要する費用			
技術管理費	①品質管理のための試験等に要する費用			
	②出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用			
	③工程管理のための資料の作成等に要する費用			
	④完成図の作成に要する費用			
	⑤建設材料の品質記録保存に要する費用			
	⑥コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用			
	⑦施工管理で使用するOA機器の費用			
	⑧竣工図書における縮小製本、マイラー原図、マイクロフィルム、MOディスク等の作成に要する費用			
安全費	①工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用			
	②不稼働日の保安要員等の費用			
	③標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料			
	④安全用品等の費用			
	⑤安全委員会等に要する費用			
運搬費	①建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬			
	②建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧式4.8～4.9t、15～16t）			
準備費	①準備及び後片付けに要する費用			
	②調査、測量、丁張等に要する費用			
	③準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内集積・積み込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用			
合 計				

## 第4号様式

## 共通仮設費内訳書（建築工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占用料、仮設用借地料、 その他の準備に要する費用			
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、 作業員施設等に要する費用			
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、 場内通信設備等の工事用施設に要する費用			
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、 隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用			
動力用水 光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工 事用電気・水道料金等			
屋外整理清 掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分 等並びに除雪に要する費用			
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、 雑機械器具）に要する費用			
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のい ずれの項目にも属さない費用			
	合 計			

## 第5号様式

## 現場管理費内訳書（土木工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
労務管理費	現場労働者に係る次の費用			
	①募集及び解散に要する費用			
	②慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	③直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用			
	④賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	⑤労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用			
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課			
保険料	自動車保険、工事保険、組立保険、火災保険、その他の損害保険の保険料			
従業員給料手当	現場従業員（純工事費に含まれる世話役、運転者等を除く）の給料、諸手当及び賞与		円／月× 月	
退職金	現場従業員に係る退職金			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建退共制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
交際費	現場への来客等の対応に要する費用			
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る経費			
外注経費	専門工事業者等に外注する場合に必要な経費			
工事登録費用	工事実績等の登録に係る費用			
雑費				
	合 計			

## 第5号様式

## 現場管理費内訳書（建築工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
労務管理費	現場労働者に係る次の費用			
	①募集及び解散に要する費用			
	②慰安、娯楽及び厚生に要する費用			
	③純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用			
	④賃金以外の食事、通勤等に要する費用			
	⑤安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用			
	⑥労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用			
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用			
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料			
従業員 給料手当	現場従業員の給料、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与		円／月× 月	
退職金	現場従業員に係る退職金			
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建退共制度に基づく事業主負担額			
福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生文化活動に要する費用			
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。			
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記いずれの項目にも属さない費用			
	合 計			

## 第6号様式

## 一般管理費等内訳書（土木工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬			
従業員 給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与			
退職金	役員及び従業員に対する退職金			
法定福利費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞金等福利厚生、文化活動等に要する費用			
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
事務用品費	事務用消耗品、備品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
動力、用水、 光熱費	電力、水道、ガス等の費用			
調査研究費	技術研究開発等の費用			
広告宣伝費	広告、宣伝に要する費用			
交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用			
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料			
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却費			
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課			
保険料	火災保険その他の損害保険料			
契約保証費	契約の保証に必要な費用			
雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、協会活動等諸団体会費等の費用			
付加利益	法人税、都道府県民税、市町村民税等			
	株主配当金			
	役員賞与金			
	内部留保金			
	支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用			
	合 計			

## 第6号様式

## 一般管理費等内訳書（建築工事用）

	項 目	金 額	算定根拠	経費節減ができる理由
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬			
従業員 給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与			
退職金	役員及び従業員に対する退職金			
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額			
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用			
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
事務用品費	事務用消耗品、備品、新聞、参考図書等の購入費			
通信交通費	通信費、交通費及び旅費			
動力用水 光熱費	電力、水道、ガス等の費用			
調査研究費	技術研究開発等の費用			
広告宣伝費	広告、宣伝に要する費用			
交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用			
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付			
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料			
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却費			
試験研究償却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額			
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額			
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課			
保険料	火災保険その他の損害保険料			
契約保証費	契約の保証に必要な費用			
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用			
	合 計			

第7号様式

対象工事に関連、近接する手持ち工事の状況

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	請負金額	元請・下請
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				



第8号様式

契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関係

事業所所在地

名称


住所

倉庫等所在地

名称

住所

位置図



第9号様式

手持ち資材及び手持ち機械数の状況

【手持ち資材】

品名	手持数量	本工事での使用量	購入単価	購入時期	購入先

【手持ち機械】

工種	機械名称	メーカー名	数量	単価(原価)	使用予定日数

【機械リース】

工種	機械名称	メーカー名	数量	単価	リース元名









第14号様式

年 月 日

館山市長 様

住 所

商号又は名称

印

代表者職氏名

## 誓 約 書

年 月 日に開札が行われた下記工事について、当社（者）が契約の相手方となったときは、工事の施工にあたり、品質や安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はいりません。

また、下請業者や資材納入業者等の見積金額を理由なく減額する等、下請業者等にしわ寄せすることは致しません。

以上、誓約します。

## 記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 入札金額（税抜）

第15号様式

## 低入札価格調査報告書の提出に代わる届出

館山市長 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

④

代表者氏名

工事等の名称・ \_\_\_\_\_

上記について、 年 月 日付け館管第 号にて低入札価格調査報告書の提出に関する通知を受けましたが、次の理由により、低入札価格調査報告書を提出しないことを届け出ます。この結果、低入札価格調査が中止となり、入札が無効と取り扱われることについても、特に異存はありません。

低入札価格調査報告書を提出しない理由

- 1 低入札価格調査報告書について、所定の要件を満たす報告書の作成が困難であることが明らかになったため
- 2 入札後に発生した事情により、入札条件・契約条件を満たすことができないことが明らかになったため
- 3 自社（者）の都合
- 4 その他（理由： \_\_\_\_\_ )

※注意

- ・提出しない理由の内容により、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ・提出しない理由のうち、該当する番号に○を付けてください。
- ・提出しない理由が4に該当する場合は、その理由を（ ）内に記入してください。